

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 条 例

- 福島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例
- 福島県議会委員会条例の一部を改正する条例

## 条 例

福島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例、福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例及び福島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県条例第七十一号

#### 福島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

福島県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年福島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 4 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間は、第三条第一項中「三十五万円」とあるのは、「三十万円」とする。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（議会事務局総務課）

### 福島県条例第七十二号

#### 福島県議会情報公開条例の一部を改正する条例

福島県議会情報公開条例（平成十三年福島県条例第三十六号）の一部を次のように改

正する。

第八条第二号ウ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（議会事務局総務課）

### 福島県条例第七十三号

#### 福島県議会委員会条例の一部を改正する条例

福島県議会委員会条例（昭和三十四年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務委員会の項所管事項の欄第一号中「知事直轄、総務部」を「総務部、危機管理部」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく総務委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、改正後の福島県議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく総務委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく常任委員会において継続して審査中又は調査中の事件は、それぞれ新条例の規定に基づきその事件を所管することとなる常任委員会に付議された事件とみなす。

4 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、同項に規定する任期中に限り、新条例第十六条の規定は適用せず、旧条例第十六条の規定は、なおその効力を有する。

（議 事 課）